

最高検企第12号

令和2年1月21日

山 中 理 司 様

検事総長 稲 田 伸 夫



裁決書謄本の送付について

平成30年11月12日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山
ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 弁護士 山 中 理 司

上記審査請求人から平成30年11月12日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

不 服 の 要 旨

第1 審査請求の趣旨

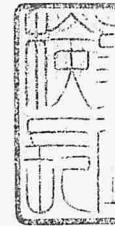
法第3条の規定に基づく「大阪地検（大阪地方検察庁を指す。以下同じ。）本庁では、不起訴記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出する必要があり、保管記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出し、かつ、閲覧許可決定後に150円の収入印紙を納付するために再び記録係窓口に赴かない限り、刑事記録の閲覧謄写を認めないという運用をしていることが分かる文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、平成30年11月9日付け大阪地検（企）第97号により大阪地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの決定を求める。

第2 審査請求の理由

審査請求人は、大阪地検の記録係職員から、「大阪地検本庁では、不起訴記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出する必要があり、保管記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出し、かつ、閲覧許可決定後に150円の収入印紙を納付するために再び記録係窓口に赴かない限り、刑事記録の閲覧謄写を認めないという運用をしている」という趣旨の説明を受けたことがある。

そのため、本件対象文書は存在するといえる。

裁 決 の 理 由



第1 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は存在するとして原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

第2 本件対象文書の保有の有無について

- 1 刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という。）は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めるものであるところ、本件開示請求に係る閲覧謄写に関する事務の運用を含め、処分庁における保管、保存及び閲覧の各事務は、記録法のほか、法務省令である刑事確定訴訟記録法施行規則（以下「記録法施行規則」という。），これらの施行に伴って記録事務の一層の適正化を図るために発出された大臣訓令である記録事務規程など、上級庁の規程等を根拠として遂行されている。
- 2 各事務に関して発出される通達は、職員に対し、当該事務に関する職務運営上の細目事項、運用方針、法令の解釈等に関する示達事項を内容とするもの、事務連絡は、当該事務における連絡事項であるが、これらは、各種法令等の改正、制度の新設等により、新たな解釈や取扱い等が必要になり、細目事項や運用方針等を示達、連絡しなければ当該事務に支障が生ずるなどの必要性が生じて発出されるものであり、上級庁の規程等に基づいて、滞りなく当該事務が遂行されているのであれば、発出されるものではない。
- 3 審査請求人は、処分庁の職員から受けた説明によれば本件開示請求に係る対象文書は存在するといえる旨主張するところ、処分庁においては、上記のとおり、記録法及び記録事務規程等に基づいて閲覧謄写に関する事務が滞りなく遂行されているところ、記録法及び記録事務規程等には、審査請求人が処分庁の職員から説明を受けたとする運用に関する規定はなく、また、処分庁において、同運用に関する通達や事務連絡を発出している事実は認められなかった。
したがって、処分庁においては、本件開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、保有していないものと認められる。
- 4 本件対象文書の探索の範囲等についても、事務室、書庫、パソコン上の共有ファイルを探査したものであり、特段の問題があるとは認められない。
- 5 以上によれば、審査請求人の前記第2の主張は採用できず、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

第3 審査請求人のその他の主張について

その他請求人は種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

第4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められ



ず、妥当である。

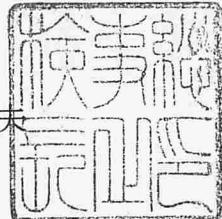
また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

- ※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟号）において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和2年1月21日

検事総長 稲田伸未







この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和2年1月21日

最高検察庁総務部企画調査課長 岩田伸雅

